(2)　ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車について、税率の概ね一〇〇分の五〇を軽減することとした。

イ　エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三〇を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三〇年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

ロ　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三〇年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

(3)　ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車　(2)の適用を受けるものを除く。)について、税率の概ね一〇〇分の二五を軽減することとした。

イ　エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三〇年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

ロ　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三〇年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

(二)　減税対象車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第四四七条から第四四九条までの規定を除く。)を適用すること等の措置を講ずることとした。(附則第三〇条の二関係)

(三)　(二)に伴い、平成二八年度分までの軽自動車税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずることとした。(改正法附則第一八条関係)

9　事業所税

(一)　平成二九年四月一日から平成三一年三月三一日までの間に一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する施設について、その者が補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合に限り、その課税標準を四分の三控除する措置を講ずることとした。(附則第三三条関係)

(二)　次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。

(1)　沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画において定められた観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第三三条関係)

(2)　沖縄振興特別措置法に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた情報通信産業振興地域において設置される一定の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第三三条関係)

(3)　沖縄振興特別措置法に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた産業高度化・事業革新促進地域において設置される一定の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第三三条関係)

(4)　沖縄振興特別措置法に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた国際物流拠点産業集積地域において設置される一定の国際物流拠点産業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第三三条関係)

10　国民健康保険税

(一)　国民健康保険法等の改正に伴い、国民健康保険税について、以下の措置を講ずることとした。(第七〇三条の四関係)

(1)　市町村の国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとし、標準基礎課税総額、標準後期高齢者支援金等課税総額及び標準介護納付金課税総額の算定方法を改正することとした。

(2)　標準基礎課税総額、標準後期高齢者支援金等課税総額及び標準介護納付金課税総額に対する標準割合を廃止することとした。

(二)　(一)(1)に伴い、退職被保険者等所属市町村の国民健康保険税の課税の特例について、所要の規定の整備を行うこととした。(附則第三八条及び第三八条の二関係)

11　その他

(一)　合名会社等の社員の第二次納税義務の対象となる社員の範囲に、税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人又は土地家屋調査士法人の社員を加えることとした。(第一一条の二関係)

(二)　国税犯則調査手続の見直しに伴い、地方税犯則調査手続について、次のとおり見直しを行うとともに、地方税法総則に規定することとした。

(1)　電磁的記録に係る証拠収集手続について、次の措置を講ずることとした。

イ　電磁的記録を保管する者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることができることとした。(第二二条の四関係)

ロ　差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、当該電子計算機で作成等をした電磁的記録等を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機等に複写した上、当該電子計算機等を差し押さえることができることとした。(第二二条の四関係)

ハ　差押え等をするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者等に対し、通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三〇日（特に必要があって延長する場合には、通じて六〇日）を超えない期間を定めて、消去しないよう求めることができることとした。(第二二条の六関係)

ニ　差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、その差押えに代えて、当該記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写、印刷又は移転の上、当該他の記録媒体を差し押さえることができることとした。(第二二条の八関係)

ホ　臨検すべき物件等が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、臨検等を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができることとした。(第二二条の一〇関係)

(2)　犯則嫌疑者等が置き去った物件を検査し、又は領置することができることとした。(第二二条の三関係)

(3)　許可状の交付を受けて、通信事務を取り扱う者が保管等をする郵便物等について差し押さえることができることとし、その処分をした場合には、その旨を発信人等に通知することとした。(第二二条の五関係)